

○財務省告示第四十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十五年一月二十二日に発行した利付国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年二月十三日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九 回、第一百一回、第一百十二回、 第一百十六回、第一百二十回、第 百二十五回、第二百二十六回、第 百三十一回、第三百三十四回及び第 百三十七回）及び利付国庫債券 （三十年）（第四回、第七回、第 八回、第十回、第十一回、第十 三回、第十六回、第十七回、第 十八回、第十九回、第二十回、第 二十一回、第二十二回、第二 十三回、第二十四回、第二十六 回、第三十回、第三十二回、第 三十三回及び第三十四回） 財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に 関する法律（平成二十四年法律 第一百一号）第二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す			

五	六	七	八	九	十	十
募	発	払	最	振	発	利
入	行	込	低	替	行	経
決	行	金	額	単	行	過
定	額	額	面	位	価	払
の	額	金	金	格	格	込
						み
						子
						率

る。数値をいう。次号において同
 じ。を競争に付して行われる入
 札による発行の利率の差の
 各申込みの利率の順次
 さ。い。から。その応募額を
 割り当てる。九百九十五億
 額。内訳は、別表のとおり）
 三千万円
 九千万円
 五千万円

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 す。平成十五年一月二十二日
 平成二十年一月二十二日
 発行の対象国債の額面金額
 百円につき、次に示す金額
 を出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)
 は、募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額の追加の額を払込
 式により払い算出した金額を払
 期日に行い込むものとする。
 各発行対象国の債権の利率の
 総額×各発行対象国の債権の利
 100×各発行対象国の債権の利
 支規に於ける支払期日は、零。)

365

償還期限
 償還金額
 入札の基
 準とする
 各発行の
 対象国債

十四
 利
 子

十七
 十六
 十五

(二) 発行時に係る所得については、源泉徴収のれに
 係る所得又は振替口座に記し、記録するもの
 のに、ついで、前記(一)の式
 に、算出た金額の十分の一を
 乗じた金額を、(一)の式
 債を發行するに当たっては、
 者が非居住者である場合には、
 にあつては、居住者である場合に
 居る者又は所得を課税する
 受ける者又は所得を課税する
 金額を控除するものとす
 る。 第十号に規定する発行日
 発行日以後の各
 日、式によつて算出した金額を
 う。ただし、支払期が、銀行
 日に、支払うべき期間に
 同日に、支払うべき期間に
 同様に、支払うべき期間に

$$\frac{\text{各発行国債の利率} \times \text{各発行の額} \times \text{金} \times \text{額}}{100 \times 1 \div 2}$$
 (別表のとおり)
 額、金額、円につき
 平成二十年一月十日
 本証券の発行した
 店頭売買の対象国債
 各発行の平均値の
 れた各発行の平均値の

（利付） （第二） （回） （百） （十） （三） （年） （庫） （債） （十） （四） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （三） （年） （庫） （債） （十） （一） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （二） （年） （庫） （債） （十） （六） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （二） （年） （庫） （債） （十） （五） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （二） （年） （庫） （債） （十） （回） （六） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （二） （年） （庫） （債） （十） （回） （六） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （二） （年） （庫） （債） （十） （回） （六） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （一） （年） （庫） （債） （十） （回） （一） （券）	（利付） （第二） （回） （百） （十） （九） （年） （庫） （債） （十） （回） （九） （券）	名称及び記号
一・八%	一・七%	二・〇%	二・二%	一・六%	二・二%	二・一%	二・二%	一・九%	利率（年）
日年平 三成 月四 二十四	日年平 九成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 三成 月四 二十三	日年平 六成 月四 二十二	日年平 三成 月四 二十二	日年平 六成 月四 二十一	日年平 六成 月四 二十一	日年平 三成 月四 二十一	償還期限
億二百九十五	円百七十四億	四十五億円	三十億円	二百九億円	五十三億円	九億円	百九十億円	百三十億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 単利回りとする。
十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成二十五年一月二十二日

（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）	（利付第三十一年） （付国庫債券）
二・三%	二・五%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・〇%	一・七%	一・一%	一・八%	二・三%	二・九%	一・七%	
十年平 日十成 二四 月十七	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	十年平 日十成 二四 月十六	日年平 九成 月四 二十六	十年平 日十成 二四 月二十五	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五	十年平 日十成 二四 月二十四	日年平 五成 月四 二十四	十年平 日十成 一四 月二十二	日年平 六成 月四 二十四	
十三億 円	円百 七十五 億	十億 円	二十 三億 円	二十 五億 円	二十 八億 円	百三 十億 円	円二 百八 十億	十億 円	五十 億 円	三十 億 円	三十 八億 円	二億 円	

（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）	（利付第三十年国庫債券）
二・二%	二・〇%	二・三%	二・三%	二・四%	二・五%	二・五%	二・五%
日年平三成五月二十三日	日年平九成五月二十二日	日年平三成五月二十二日	日年平三成五月二十一日	日年平三成四月二十九日	日年平九成四月二十八日	日年平六成四月二十八日	日年平三成四月二十八日
二十六億円	円六百六十億	六十五億円	円百七十五億	十億円	十億円	五十億円	五十億円